

要件確認一覧表

<p>居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援 自立生活援助</p>	<p>訪問系</p>	<p>(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業所を含む。） (2)濃厚接触者である利用者に対応した事業所</p>
<p>療養介護 生活介護 自立訓練（機能・生活） 就労移行支援 就労継続支援（A・B）</p>	<p>通所系</p>	<p>(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業所を含む。） (2)京都府又は本市から休業要請を受けた事業所 (3)(1)又は(2)を除く事業所のうち、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所</p>
<p>短期入所</p>	<p>短期入所</p>	<p>(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業所を含む。） (2)京都府又は本市から休業要請を受けた事業所 (3)濃厚接触者である利用者に対応した事業所</p>
<p>施設入所支援 共同生活援助</p>	<p>障害者支援 施設等</p>	<p>(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業所を含む。） (2)濃厚接触者である利用者に対応した事業所 (3)発熱等の症状を呈する職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した事業所</p>
<p>計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援</p>	<p>相談支援</p>	<p>(1)利用者又は職員に感染者が発生した事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した事業所を含む。）</p>